

令和元年第11回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和元年10月28日

閉会 令和元年10月28日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第 1 1 回臨時会

会 期 令和元年10月28日(月) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
10	28	月	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和元年第11回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和元年10月28日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第48号	湯前町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第4	議案第49号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について
日程第5	議案第50号	令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	高	橋	誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税	務	町	堤	田	真	教	育	課	北	崎	真	介
保	健	福	白	川	一	建	設	水	皆	越	克	己
企	画	観	本	山	り	農	林	振	稻	森	一	彦
農	業	委	吉	田	精	興	課	長				
員	会	事			二							
務	局	長										

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第11回湯前町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、金子議員、高橋議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第48号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 次に、日程第3、議案第48号、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。お世話になります。それでは、議案第48号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約における具体的な契約の範囲を、条例で定める必要があることから制定するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 私のほうで、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について説明いたします。普通公共団体が行う契約は、地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に基づいて、会計年度、単年度ごとに

契約することが原則でございます。しかしながら、先ほど町長の説明にありましたように、地方自治法第234条3のほうで、従来から翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、また不動産を借りる契約に限っては、債務負担行為の議決を得ることなく、長期継続契約を締結することが認められておりました。具体的には地方公共団体における長期継続契約については、従来からの電気や電話などの供給を受ける契約等に限定されていたことでございます。

しかしながら、平成16年に地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正があつておりまして、より事務の効率化、合理化を図るため、長期継続契約の対象に翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に関わる事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの、これは各地方自治体のほうで定めるものがございますが、その条文が加えられたところでございます。具体的な契約の範囲は、地方自治体の自主性を尊重するため、必要な事項を各自治体の条例で定めるということになってございます。

議案書のほうの条文について、ご説明をさせていただきます。第1条は、先ほど申しました地方自治法に基づく趣旨でございます。契約事務の軽減につながることを目的とした趣旨でございます。

次に、第2条は長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定するものがございます。政令第167条の17に規定する条例で定める契約でございますけれども、政令のほうでは、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に関わる事務の取扱いに支障を及ぼすようなものと、対象としてございまして、翌年度以降にわたる物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約を規定しております。一般的には、複数年にわたり契約をすることが対象になるというものでございます。

まず、第1号に、物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものと規定しておりますが、具体的に申しますと、コピー機、ファックス、職員のパソコン等の事務用機器及び情報機器、電算機器でございます。並びに、公用車のリース等の賃貸契約が対象となります。

次に、第2号でございます。役務の提供を受ける契約のうち複数年にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があるものと、具体的ではございますが、これは、電気、電話回線はもとよりでございますが、今回、ICT利活用に伴います議会の議案資料のペーパーレスのためのタブレット導入に関しまして、その契約を含めまして、まずは3年間としておりますので、この長期継続契約によるものに該当して契約することになります。そのほか、役場のインターネット回線の使用料とか、そういった役務の提供が該当するところとなっております。

第3号関係でございますけれども、施設、庁舎等の保守その他の維持管理の委託に関するものと規定しました。これについては、具体的には、本庁舎や保健センター、まんが美術館の夜間の警備業務、あとは自動ドア、学校のエレベーターメンテナンス保守等の委託契約などが対象となってくるということでございます。今申し上げました1号から3号までについては、単年度で1日も重ならず次の年度に継続しなければならないものということが目的になってございます。

第3条でございます。長期継続契約を締結することができる契約の期間を規定したものでございまして、その契約期間は5年以内とするものでございます。その契約の種類によって、5年の範囲内で定めるということでございます。

次に、第4条でございます。その他、具体的な契約などの方法、また契約の対象となる業務の種類について、必要な事項について、規則で定めることを規定したものでございます。

今回、あくまでも政策的なものや、事業的なものは債務負担行為や継続費で行っていくことが前提でございます。今回の条例制定のものは、日常的なものといえますか、リース物件や保守、システムなど、毎年毎年契約しているもので、複数年の長期的な契約をしたほうが、職員がする事務的に効率が良いというものに限ってということで、ご理解いただけましたらと思っております。

施行期日は、公布の日からということでさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の条例の場合、大抵が頭に湯前町というのが付いているのですが、今回、湯前町というのを外されているのには何か理由がありますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 特に理由はございませんで、この条例の題目ですか、それをそのまま使ったところでございます。総務省からの規定も併せて使ったところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あさぎり町、人吉市、熊本市などを見ますと、大体自治体の冠が付いているものですから、本町については今回付けないのか、それとも付けてもいいのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回、そこまでちょっと考えておりませんで、湯前町の冠をこれに付けるかどうかについては、今回付けなかったというところだけで、特に本文のほうに影響するものはないのかなというところで、私は考えたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の例規集を見ますと、条例においては、わずかに付けてない部分があります。ただ、全体的なバランスを、今までの流れを考えたときには、本町の場合は、条例については付けているということですので、もし特別な理由がなければ、

付けておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時09分

再開 午前10時17分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 今、ご質問がございました冒頭の条文、長期継続契約の前のほうに、湯前町を表記すべきじゃないかということでございます。椎葉議員もこの条例につきましては、この湯前町を入れなくても条例上の中身については、別段変わるという部分はございません。ただ、今おっしゃっているのは、ほかの町村では、各町村の町村名を入れているというふうな事例があるからということでございましたんで、私としては、この長期継続という契約の内容につきましては、役場内部の事務を司るために、今回、最長で5年間の契約期間を設けさせていただきまして、事務の効率化を図るということでございます。

住民向けに行います条例制定については、丁寧に、町外のほうにも、こういうふうな条例が湯前町でありますというふうなかたちで公表するという義務がございますので、その場合につきましては、町村名を入れるべきかなというふうに私も思うところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、今回は事務手続き上の部分の条例の整備をさせていただけないか、制定させていただけないかというふうに思っておりますので、入れたから、入れなかったからということではなく、この条例自体については、この契約を定めさせていただくということで解釈をさせていただきますので、私としては、このまま原文のとおり制定させていただけないかと、かように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今、役場庁舎内の事務手続きとおっしゃいましたが、契約については、対外の契約が伴います。だからこそ、条例で今回定めてあるんだと思います。そう考えますと、やはり湯前町ではこういう法で基づいてやっているんですよということを示すためには、湯前町というのを付けたほうがいいのではないのでしょうかという提言でございます。それについていかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私が申し上げましたのは、事務的な部分につきましては、当然、他町村もしくは町外の業者さんとの契約等もございますので、そこも考慮したところで、先ほど説明をさせていただいたところでございます。

ただ、この条例につきましては、あくまでも先ほどから申しますように、事務的な部分でのお話をさせていただいているところでございます。これによりまして、住民の方

々に対しての申請とか、そういうふうなやつが出てくるようであれば、当然それは内外に向けて、町外ですね、そこらへんも含めたところで条例等の制定については、正式に、やっぱり湯前町を入れるべきかなというふうに私としては解釈しましたので、先ほどの答弁になったところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、事務手続きということが理由ということであれば、本町の今までの条例の中にも、事務手続きに関するものだけの条文もいくつかあるはずですよ。そういったものも整合性を取るべきではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私、中身のほうちょっと見ていないので、申し訳ないんですけど、そこらへんはちょっと即答できないんでございますけども、今回提案させていただきました内容につきましては、事務の効率化を図るための一つの手段としての条例を制定をさせていただくということで、ご理解いただければというふうに思っているところでございます。どうしてもできないということで主張されるのであれば、私もそこは柔軟には対応させていただくつもりでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あの、事務手続きという理由にしてしまうと、それは規則で定めればいい話であって、やっぱり条例というのは、住民の方、あるいは町外の方が、町との何か契約を結ぶ、そういったときのものが条例だと私は認識していたものですから、先ほどの町長の答弁の内容では、ちょっとそこは調べてみないと分からないのかなと思うんですが、総務課長は例えば、事務手続きに今回は関するので湯前町は不要なんですという前例を作っていると考えていますか。

○総務課長（高橋 誠君） 議員言われるようなことは、理解できます。ただ、今回の湯前町、付ける、付けないということは、私の中で意識がなかったものですから、これについては町長も言われましたように柔軟に対応してもいいのかなと、私は思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかの方のご意見も伺いたいのので、これに関しまして、ほかの方のご意見を伺いたいと思います。

ほかにこれに関しての意見がありましたら、お願いします。

○7番（高橋一雄君） 意見でしたら、町長の答弁どおりでいいと思いますが、一言申し添えておきたいと思いますが、町長の答弁の中で、条例を制定させていただくとおっしゃいましたが、町長は提案する立場であって、制定するのは、私ども議会でございます。その認識をよろしくお願いします。

○町長（長谷和人君） はい、あの条例を提案させていただきまして、制定するのは議会でございます。大変失礼いたしました。

○2番（椎葉弘樹君） 事務手続きに関するものの条例については、湯前町を入れなくてもいいという柔軟な解釈ということでした。であれば、事務手続きに関するものの、

今までの条例の中身の精査というのも、一度やられたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○町長（長谷和人君） ここで申し訳ございません。今、湯前町を入れさせていただきますので、お時間をちょっといただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○2番（椎葉弘樹君） では、別の件で、1点です。第1条の2行目に、第167条の17の規定に基づく契約（以下「長期継続契約」という）、この「長期継続契約」という部分を定めているにも関わらず、第2条の頭で、また政令第167条のということではありますが、これもほかの自治体では、長期継続契約を締結することができる契約は、ということで省略してありますので、ここも併せて変えておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 大変失礼しました。議員ご指摘のとおりですね、第2条分の条文、第1項の条文でございます。この部分については、議員ご指摘のところ、読み込みのところ、訂正する必要があるのかなと私も感じておりますので、少々時間をいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） お伺いさせていただくことは、長期継続契約した場合、複数年にわたって契約すると、単年度よりも契約金額が安くなるのかなということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 金額については、安くなるようなことはないのが通常ですけども、その長期契約の中で事情が変わったり、もっとその見積金額が精査したときに、安くなるようであれば、変更の契約も可能かなと、その契約期間の中で可能かなと思います。

○6番（金子光喜君） せっかくこういうかたちで、複数年でできるようなかたちを取るのであれば、そういうお願いも相手方としていくことは必要なのかなと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 今回提案されています条例案によって、計画されているペーパーレスのためのタブレット導入については、この条例に基づいて契約されるという説明でしたが、現在のそのほかの契約、これについては現在の契約が切れてからこの条例に替わるのか、それとも年度内に、契約途中にこの条例に基づく契約に切り替えるのか、どうしてお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、覚書等々によって、複数年の契約の中で、単年度、単年度でまた契約をしながら、契約金額を定めているところでございます。

それについては、今度、4月1日からの令和2年度に入りますときには、契約の残りの年数で契約をさせていただいて、例えば5年ある契約が今、令和元年度で、3年経過しましたよと、あと残りの2年については、この長期継続契約で2年の契約を結ばせていただくことが必要かなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、採決をせずに、次の議案に入りたいと思います。

-----○-----

日程第4 議案第49号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第49号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第49号につきまして、提案理由の説明をします。令和元年度湯前町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,391万2,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、森づくり実行委員会補助金、B&G海洋センタープール改修工事、梅雨前線豪雨による農地災害と林道災害の復旧工事でございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第6号）の主な補正内容について、ご説明いたします。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出10ページをご覧ください。款2総務費、項

1 総務管理費、目6 公有林管理費、負担金補助及び交付金については、森づくり実行委員会補助金35万円でございますけれども、JR九州商事との森づくり協定締結に伴う森づくり活動に伴う経費を計上いたしました。内容は、森林保全活動への参加者記念品、JR九州商事様との事務打合せなどに要する出張旅費、保全活動当日の弁当など消耗品費が主な内容でございます。

次に、款7 土木費、項4 都市計画費、目1 公共下水道費の下水道特別会計繰出金でございます。228万1,000円についてでございますが、上村地区マンホールポンプの改修工事に要するところで、下水道特別会計のほうで、国庫補助金を充当した残りの町単独費分を一般会計から操出すものでございます。

次に、款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費は教育課の職員が産前産後休暇を取得しました。また育児休業も引き続き取得する予定もございますので、臨時職員の雇用を本年度3月末までを行わせていただく、4か月の雇用に要する共済費、賃金、旅費の通勤手当をそれぞれ計上いたしました。

項5 保健体育費、目2 体育施設費、B&G海洋センタープール改修工事監理業務委託料157万円、工事請負費2,699万9,000円を計上いたしました。

なお、歳入のほうで雑入にB&G財団修繕助成金1,349万9,000円計上し、存目計上しておりました1,000円を合わせまして、1,350万円の助成金となっております。また、助成金以外の町単独分については、地方債の過疎債を1,350万円計上しております。

次に、款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地災害復旧費、潮山農地災害復旧工事300万円は、先の7月13日から14日にかけての梅雨前線大雨による、ぶどう園の法面崩落災害復旧工事に要する工事費を計上いたしております。

なお、歳入のほうで、款12 分担金及び負担金に、今回の潮山農地災害における受益者分担金、予算査定額の2分の1、111万8,000円を計上いたしました。

同じく目3 林業用施設災害復旧費、林道災害復旧工事4,181万1,000円も、梅雨前線大雨による災害による崩落災害でございまして、内訳として、林道牧良線198万5,000円、林道宮の谷線1号箇所234万1,000円、同じく2号箇所3,748万5,000円を計上したところでございます。

なお、歳入のほうの款15の県支出金に、林業用施設災害復旧事業費補助金1,091万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入の説明でございます。9ページをご覧ください。今回の補正財源として普通交付税457万6,000円、前年度繰越金2,366万2,000円を充当いたしました。

次に、6ページをご覧ください。第2表、地方債補正の変更でございます。起債の目

的ごとに、今回の補正予算でB&G海洋センタープール改修工事に要します教育施設整備事業債1, 350万円の補正を行うものです。これにより歳入の町債の合計が、4億5,480万6,000円となるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 10ページの森づくり実行委員会補助金について伺います。この補助金は平成29年度までは、補助金を支出して、その不要額を繰り越されていたと思います。平成30年度は不要額として上がっていたんですが、今、現状の繰越金は、もうゼロになっていると考えてもよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、今議員おっしゃられたとおり、現在、繰越金はないところでございます。

○6番（金子光喜君） 潮山の農地災害復旧に関しての、分担金に関してですけれども、農家の方の負担に関しては、この金額、1件で支払われるのでしょうか。お伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、今回のこの災害につきましては、農地災害ということで、受益者の方は1件ということになっております。

○6番（金子光喜君） ほかに補助などあるかと思いますが、金額としては、結構大きく感じるわけですが、これ以上、何らかの形での補助金とかはないわけでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の補正につきましては、補助率が、国庫が50パーセント、残りが受益者分担金というかたちにしておりますけれども、今年の災害につきましては、激甚災害になるというふうな連絡は来ております。

ただ、この激甚災害による補助率がいくらになるかということにつきましては、災害復旧につきましては、1月から12月までの災害において額を確定するということになっておりまして、それに激甚災害に確定する補助率が年明けということになっておりますので、今回の補正予算では、まだ額が分かっておりませんので、通常の50パーセント、残り50パーセントということで、分担金のほうには予算を上げております。

○6番（金子光喜君） では、最終的に農家の方が復旧のためにお支払いになる金額というのは、この金額よりもかなり圧縮されたかたちになるということで理解してよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほども申しましたとおり、現在、補助率が確定してないということでございます。

ただ、過去の平均5年間ですけど見てみますと、80から90パーセントが平均とい

うこととなりますので、これぐらい程度で補助金が確定してくるのかなというふうには思っているところです。

○6番（金子光喜君） 分担金の額が、そのままストレートに農家の方がお支払いになる金額ではないということが確認できたことは良かったと思います。今後、その査定がもう少し大きくなって軽くなることを願っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 下水道のマンホール改修の件でお尋ねをいたします。ポンプの改修ということで聞いておりますが、今、何年くらい経って、その耐用年数は何年だったのかをお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 具体的にはまだ、下水道特別会計のほうで、補正予算、計上させていただいているところでもありますけれども、一応、マンホールポンプの上村地区のマンホールポンプにつきましては、16年から17年程度の経過になるかと思っております。

耐用年数といえますか、ストックマネジメント計画、下水道のストックマネジメント計画におきましては、平成37年、計画書に記載されておりますのが平成37年ですので、令和6年、7年ですか、というふうなことで、その時期が改築の時期であろうというふうなことでの計画としては、記載をされているところです。

耐用年数につきましては、15年となっております。

○5番（味岡 恭君） マンホールポンプは多々ほかにもあるかと思いますが、回数がまだ改修工事が今のところなされていないのが実情かと思っておりますので、耐用年数が15年であることであれば、17年経っておりますので、それは当然のことだと思うんですが、ただあそこの場合、大型バス、大型トラックというんですか、通って、多々車が通るところにマンホールがあるものですから、その関係も何かあるのかなというふうに思うんですが、そのへんの調べは何かできているんでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 交通車両に関する影響につきましては、直接的な影響というのはちょっと不明なところはありますけれども、ただ、あそこのほうが流量的に多い幹線の部分でありまして、そういったことが影響しているのかなというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第50号 令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第50号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第50号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

湯前町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,748万6,000円とするものでございます。主な補正につきましては、上村地区マンホールポンプの修繕費でございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第50号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算、歳出からご説明いたします。6ページをお願いします。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費、節15工事請負費につきましては、先の9月開催の全協でご説明させていただきました、上村マンホールポンプ場のポンプ2台の設備更新を行うものです。平成15年度に設置し16年経過しましたが、ポンプの不調があり、補正をお願いするものです。

次に、歳入です。5ページをお願いいたします。款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業国庫補助金、節1下水道事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として150万円の補正になります。マンホールポンプ更新に係る交付金です。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計事業費繰入金としまして、228万1,000円を計上しました。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金を補正財源として41万9,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 5ページの繰越金です。繰越金こっちから41万9,000円入っております。一般会計のほうでも繰越金を入れていて、こっちの特別会計のほうでも、それぞれに繰越金というのがあるわけですが、これは繰越金の考え方として、特別会計であとどのくらいの繰越金があるのかというのがあって、これがもう最後の、41万9,000円が最後の繰越金なのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 特別会計事業分につきましては、ただいま議員がご指摘されたとおり41万9,000円というところで、不足する分につきましては、一般会計のほうから今回繰入金として補正をお願いしているところです。

残額につきましては、今回41万9,000円で、あとないところであります。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、今の答弁でいきますと、下水道の特別会計におきましては、もう繰越金は使えない、もう最後の繰越金だったという考えでよろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 議案第48号の条例制定の議案につきましては、今お配りいたしました議案書を原案とさせていただき、提案させていただきます。大変ご迷惑をお掛

けしますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。ただいま、町長から発言がありましたとおり、差し替えたものを原案として審議をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。これからまた、質問を許します。議案第48号です。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、「湯前町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によってお手元にお配りしました次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和元年第11回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時11分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員